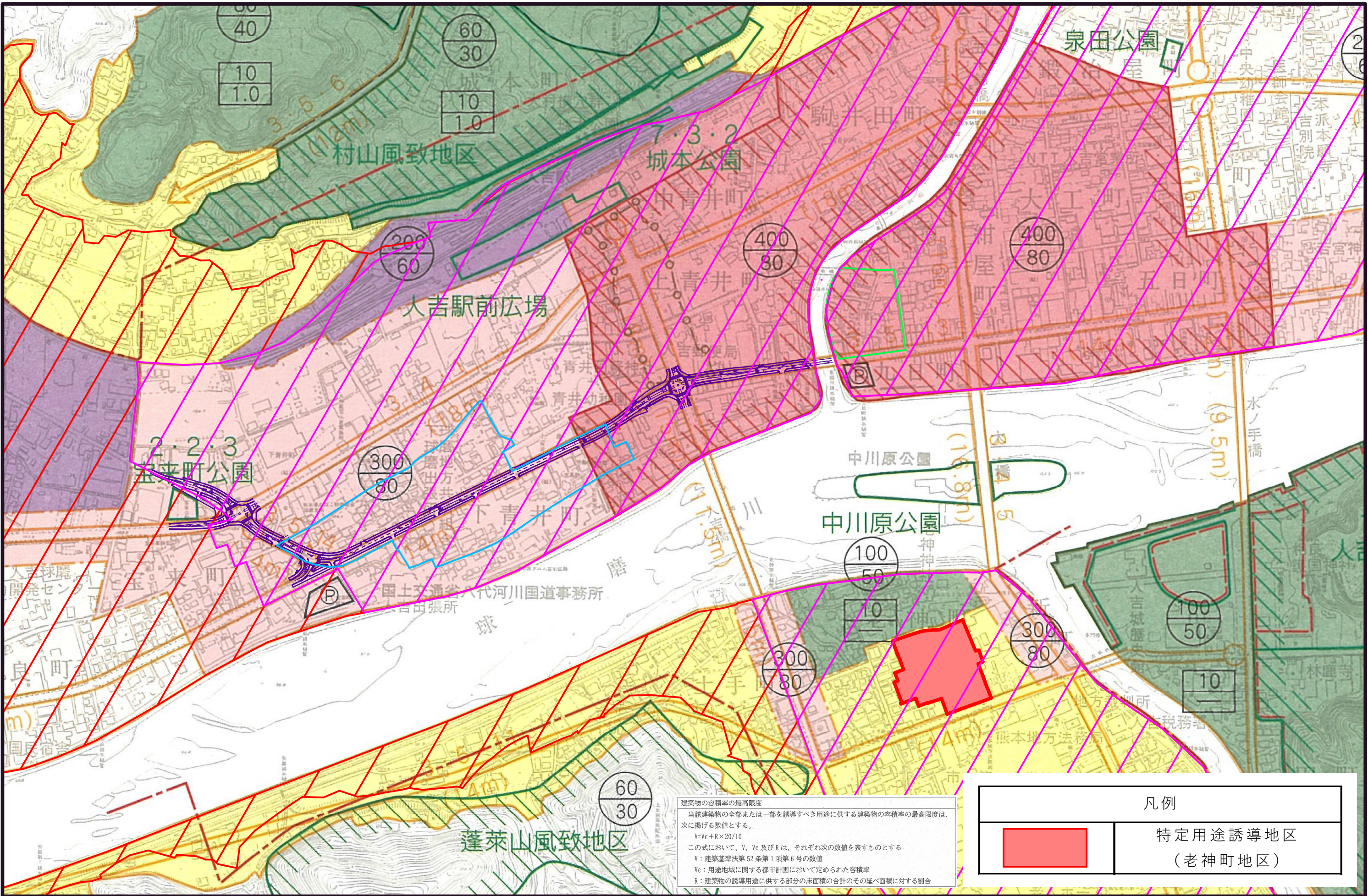


計画図【特定用途誘導地区（老神町地区）】

1 : 5, 000



建築物の容積率の最高限度
当該建築物の全部または一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度は、次に掲げる数値とする。
 $V = V_c + R \times 20 / 10$
この式において、V、 V_c 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする
V：建築基準法第 52 条第 1 項第 6 号の数値
 V_c ：用途地域に関する都市計画において定められた容積率
R：建築物の誘導用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

凡例



特定用途誘導地区
(老神町地区)